

需要想定要領の変更について（案）

電気事業法施行規則第 46 条改正による供給計画の様式第 32 変更等に伴い、添付のとおり、需要想定要領を変更するとともに、本機関ウェブサイトで公表を行う。

1. 変更点

添付のとおり

2. 変更日

電気事業法施行規則の一部を改正する省令が施行された日以降、理事会の議決により定められた日

以 上

【添付資料】

需要想定要領 新旧対照表 （案）

電力広域的運営推進機関 需要想定要領 新旧対照表 (案)

変 更 前	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
平成 27 年 4 月 1 日施行 平成 28 年 4 月 6 日変更 平成 28 年 10 月 18 日変更 令和元年 7 月 1 日変更 令和 2 年 7 月 9 日変更 令和 4 年 4 月 1 日変更 需要想定要領 電力広域的運営推進機関	平成 27 年 4 月 1 日施行 平成 28 年 4 月 6 日変更 平成 28 年 10 月 18 日変更 令和元年 7 月 1 日変更 令和 2 年 7 月 9 日変更 令和 4 年 4 月 1 日変更 <u>令和 7 年〇月〇日変更</u> 需要想定要領 電力広域的運営推進機関

変 更 前	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
III. 供 給 区 域 の 需 要 想 定 1. ～ 4. は省略 5. 想定方法 （略） (1) 第 1 年度及び第 2 年度並びに第 10 年度の想定 ①使用端電力量 （略） ②需要端電力量及び送電端電力量 （略） ③最大需要電力 （略） （2）各月の想定（ 第 1 年度及び第 2 年度 各月の実績傾向や個別需要家の計画等から想定する。 （3）第 3 年度から第 9 年度の想定 実績傾向及び第 10 年度想定値との関連等を総合勘案して想定する。	III. 供 給 区 域 の 需 要 想 定 1. ～ 4. は省略 5. 想定方法 （略） (1) 第 1 年度及び第 2 年度並びに第 10 年度の想定 ①使用端電力量 （略） ②需要端電力量及び送電端電力量 （略） ③最大需要電力 （略） （2）各月の想定（ 第 1 年度及び第 2 年度 各月の実績傾向や個別需要家の計画等から想定する。 （3）第 3 年度から第 9 年度の想定 実績傾向及び第 10 年度想定値との関連等を総合勘案して想定する。 <u>（4）各月前半・後半の想定（ 第 1 年度及び第 2 年度）</u> <u>①最大需要電力</u> <u>原則として、実績傾向等を勘案して想定する。</u>
➤ 「Ⅶ. 電力需要調書記載様式」の変更については、別紙の通り。	